

監査基準報告書 620「専門家の業務の利用」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 620 専門家の業務の利用 2011 年 12 月 22 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 31 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《4. 定義》 5. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。 (1) 「監査人の利用する専門家」－監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たって、会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織をいう。監査人の利用する専門家は、監査人の雇用する内部の専門家（監査事務所又はネットワーク・ファームの社員等又は専門職員（非常勤者を含む。））と監査人が業務を依頼する外部の専門家を含む（A1項からA3項及びA11項からA13項参照）。 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《2. 監査手続の種類、時期及び範囲》 7. 本報告書の第 8 項から第12項における要求事項に関する監査人の手続の種類、時期及び範囲は、状況に応じて異なる。 監査人は、これらの手続の種類、時期及び範囲を決定する際、少なくとも以下を考慮しなければならない（A10項参照）。	監査基準報告書 620 専門家の業務の利用 2011 年 12 月 22 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 最終改正 2023 年 1 月 12 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 31 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《4. 定義》 5. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。 (1) 「監査人の利用する専門家」－監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たって、会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織をいう。監査人の利用する専門家は、監査人の雇用する内部の専門家（監査事務所又はネットワーク・ファームの社員等又は専門職員（非常勤者を含む。））と監査人が業務を依頼する外部の専門家を含む（A1項からA3項参照）。 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《2. 監査手続の種類、時期及び範囲》 7. 本報告書の第 8 項から第12項における要求事項に関する監査人の手続の種類、時期及び範囲は、状況に応じて異なる。 監査人は、これらの手続の種類、時期及び範囲を決定する際、少なくとも以下を考慮しなければならない（A10項参照）。

改正案	現 行
(1) 専門家の業務が関係する事項の性質 (2) 専門家の業務が関係する事項の重要な虚偽表示リスク (3) 監査における専門家の業務の重要性 (4) 専門家が以前に実施した業務に関する監査人の知識と経験 (5) 監査事務所の品質管理の方針と手続への専門家の準拠（A11項からA13項参照） <u>(6) 職業倫理に関する規定における専門家の業務の利用に関する規定の有無（A13-2項参照）</u>	(1) 専門家の業務が関係する事項の性質 (2) 専門家の業務が関係する事項の重要な虚偽表示リスク (3) 監査における専門家の業務の重要性 (4) 専門家が以前に実施した業務に関する監査人の知識と経験 (5) 監査事務所の品質管理の方針と手続への専門家の準拠（A11項からA13項参照）
《3. 監査人の利用する専門家の適性、能力及び客観性》 （省 略） 8-2. <u>監査人は、第8項の評価に基づいて、監査人の利用する専門家が必要な適性や能力を備えていない、又は当該専門家の客観性に対する阻害要因を除去若しくは許容可能な水準にまで軽減することができないと結論付けた場合、当該専門家の業務を利用してはならない（A19-2項及びA19-3項参照）。</u> （省 略）	《3. 監査人の利用する専門家の適性、能力及び客観性》 （省 略） （新 設）
《Ⅲ 適用指針》 （省 略）	《Ⅲ 適用指針》 （省 略）
《3. 監査手続の種類、時期及び範囲》（第7項参照） （省 略） 《職業倫理に関する規定》（第7項(6)参照） A13-2. <u>職業倫理に関する規定には、財務諸表監査の実施における専門家の業務の利用に関連する監査人としての倫理上の責任に関する規定が含まれている場合がある。例えば、倫理規則には、外部の専門家の業務の利用に関する規定が含まれている（倫理規則セクション390参照）。</u>	《3. 監査手続の種類、時期及び範囲》（第7項参照） （省 略） （新 設） （新 設）
《4. 監査人の利用する専門家の適性、能力及び客観性》（第8項参照） （省 略） A16-2. <u>専門家の業務の利用に関連する職業倫理に関する規定には、監査人の利用する専門家が監査人の目的に照らして必要な適性、能力及び客観性を備えているかどうかの評価に関して、監査人としての倫理上の責任の遵守に関する規定が含まれている場合がある（例えば、倫理規則R390.6項からR390.21項参照）。</u> （省 略） A18-2. <u>監査人が外部の専門家の客観性を評価する場合、以下を実施することがある。</u> (1) <u>当該専門家の客観性に影響を与える可能性のある、外部の専門家と企業間の既知の利害関係について、企業に質問する。</u> (2) <u>適用可能なセーフガードについて当該専門家と討議し、セーフガードが阻害要因を許容可能な水準に軽減するために適切であるかどうかを評価する。監査人の専門家との討議の対象となる利</u>	《4. 監査人の利用する専門家の適性、能力及び客観性》（第8項参照） （省 略） （新 設） （省 略） （新 設）

改正案	現 行
<u>害関係には、以下が含まれている。</u> ・ <u>経済的利害関係</u> ・ <u>事業上及び個人的な関係</u> ・ <u>専門家による他のサービスの提供（外部の専門家が組織である場合には、当該組織が含まれる。）</u> <u>監査人の外部の専門家が認識している企業との利害関係について、監査人が当該専門家から書面又は電磁的記録による陳述を入手することが適切な場合もある。職業倫理に関する規定は、監査人に対し、外部の専門家の客観性に対する阻害要因を生じさせる可能性のある利害関係又は状況について、当該専門家から書面による情報入手を要求している場合もある（倫理規則 R390. 5 項及び R390. 12 項から R390. 17 項参照）。</u> （省 略） <u>《専門家の業務の利用の禁止》（第 8-2 項参照）</u> <u>A19-2. 監査人の目的に照らして必要な適性、能力又は客観性を備えていない専門家の業務を利用することは、誠実性、客観性並びに職業的専門家としての能力及び正当な注意について、監査人としての倫理上の基本的な原則の遵守に影響を与えると考えられる。</u> <u>A19-3. 監査人が、監査人の利用する専門家が監査人の目的に照らして必要な適性、能力又は客観性を備えているかどうかを判断できない場合又は備えていないと判断した場合には、職業倫理に関する規定において監査人に当該専門家の業務の利用を禁止することもある（倫理規則 R390. 21 項参照）。</u> A20. <u>欠番</u> （省 略） 《6. 監査人の利用する専門家との合意》（第 10 項参照） （省 略） A24. 第 7 項における事項は、書面又は電磁的記録による合意が適切であるかどうかを含め、監査人と専門家との合意に関する詳細さの程度と形式に影響を与えることがある。例えば、以下の状況に	（省 略） （新 設） （新 設） （新 設） A20. <u>監査人が外部の専門家の客観性を評価する場合、以下を実施することがある。</u> <u>(1) 当該専門家の客観性に影響を与える可能性のある、外部の専門家と企業との間の既知の利害関係について、企業に質問する。</u> <u>(2) 当該専門家に適用される職業的専門家としての規定を含め、適用可能なセーフガードについて当該専門家と討議し、セーフガードが阻害要因を許容可能な水準に軽減するために適切であるかどうかを評価する。監査人の専門家との討議の対象となる利害関係には、以下が含まれている。</u> ・ <u>経済的利害関係</u> ・ <u>事業上及び個人的な関係</u> ・ <u>専門家による他のサービスの提供（外部の専門家が組織である場合には、当該組織が含まれる。）</u> <u>監査人の外部の専門家が認識している企業との利害関係について、監査人が当該専門家から書面又は電磁的記録による陳述を入手することが適切な場合もある。</u> （省 略） 《6. 監査人の利用する専門家との合意》（第 10 項参照） （省 略） A24. 第 7 項における事項は、書面又は電磁的記録による合意が適切であるかどうかを含め、監査人と専門家との合意に関する詳細さの程度と形式に影響を与えることがある。例えば、以下の状況に

改正案	現 行
においては、より詳細な合意や書面又は電磁的記録による合意の必要性を示唆することがある。 ・ 専門家が秘密扱い又は部外秘の企業情報にアクセスすること。 ・ 監査人及び専門家のそれぞれの役割又は責任が、通常期待されるものと異なること。 ・ 複数の国の法令等が適用されること。 ・ <u>職業倫理に関する規定が専門家から書面による情報提供を要求していること（倫理規則R390. 5項及びR390. 12項からR390. 17項参照）。</u> ・ 専門家の業務に関係する事項が非常に複雑であること。 ・ 監査人が当該専門家によって実施された業務を以前に利用したことがないこと。 ・ 専門家の業務の範囲が広ければ広いほど、監査における重要性が高いこと。 （省 略） 《Ⅳ 適用》 （省 略） ・ <u>本報告書（ 年 月 日）は、2027年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。なお、倫理規則（2026年 月 日改正）を早期適用する場合には、併せて本報告書も早期適用する。</u> （省 略） 《付録 監査人と外部の専門家との合意に際しての考慮事項》（A25 項参照） （省 略） 《コミュニケーションと報告》 ・ コミュニケーションの方法と頻度 － 外部の専門家の指摘事項又は結論の報告方法（書面による報告、口頭の報告、監査チームへの進捗に合わせた報告など） － 監査チーム内における、外部の専門家との連絡担当者の特定 ・ 外部の専門家が業務を完了し、監査人に指摘事項又は結論を報告する時期 ・ 以下の事項について速やかに報告する外部の専門家の責任 － 業務完了の遅延の可能性 － 外部の専門家の指摘事項又は結論に関する条件若しくは制限が付される可能性 ・ 外部の専門家による、企業の記録やファイルの閲覧の機会及び経営者の利用する専門家や職員に対する質問や面談の機会に対して制限がある場合に速やかに報告する外部の専門家の責任 ・ 以前に報告された状況の変化を含め、外部の専門家が監査に関連すると考える全ての情報を監査人に報告する外部の専門家の責任 ・ <u>職業倫理に関する規定により要求されている場合、監査人が外部の専門家の客観性を評価する目的で要求した情報を書面提供することへの外部の専門家との合意と、職業倫理に関する規定に</u>	においては、より詳細な合意や書面又は電磁的記録による合意の必要性を示唆することがある。 ・ 専門家が秘密扱い又は部外秘の企業情報にアクセスすること。 ・ 監査人及び専門家のそれぞれの役割又は責任が、通常期待されるものと異なること。 ・ 複数の国の法令等が適用されること。 （省 略） （省 略） 《Ⅳ 適用》 （省 略） （新 設） （省 略） 《付録 監査人と外部の専門家との合意に際しての考慮事項》（A25 項参照） （省 略） 《コミュニケーションと報告》 ・ コミュニケーションの方法と頻度 － 外部の専門家の指摘事項又は結論の報告方法（書面による報告、口頭の報告、監査チームへの進捗に合わせた報告など） － 監査チーム内における、外部の専門家との連絡担当者の特定 ・ 外部の専門家が業務を完了し、監査人に指摘事項又は結論を報告する時期 ・ 以下の事項について速やかに報告する外部の専門家の責任 － 業務完了の遅延の可能性 － 外部の専門家の指摘事項又は結論に関する条件若しくは制限が付される可能性 ・ 外部の専門家による、企業の記録やファイルの閲覧の機会及び経営者の利用する専門家や職員に対する質問や面談の機会に対して制限がある場合に速やかに報告する外部の専門家の責任 ・ 以前に報告された状況の変化を含め、外部の専門家が監査に関連すると考える全ての情報を監査人に報告する外部の専門家の責任

改正案	現 行
<u>基づいて提供した情報の更新を通知することへのコミットメント（倫理規則R390. 5項及びR390. 12項からR390. 17項参照）。</u> ・ <u>以前に報告された状況の変化を含め、</u>外部の専門家の客観性に対する阻害要因となり得る状況と、当該阻害要因を除去<u>することができる対応策又は当該阻害要因を</u>許容可能な水準に軽減することができるセーフガードを報告する外部の専門家の責任 （省 略） 以 上	・ 外部の専門家の客観性に対する阻害要因となり得る状況と、当該阻害要因を除去又は許容可能な水準に軽減することができるセーフガードを報告する外部の専門家の責任 （省 略） 以 上